

(様式)

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:都市計画課)

1 施設名		滋賀県営都市公園（湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。）																			
2 施設の概要		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">管理面積</td><td style="width: 70%;">86.52ha</td></tr> <tr> <td>能登川地区</td><td>4.35ha</td></tr> <tr> <td>新海薩摩地区</td><td>12.02ha</td></tr> <tr> <td>薩摩宇曾川地区</td><td>10.02ha</td></tr> <tr> <td>曾根沼地区</td><td>30.41ha</td></tr> <tr> <td>犬上川大藪地区</td><td>3.08ha</td></tr> <tr> <td>松原米川地区</td><td>9.43ha</td></tr> <tr> <td>長浜南浜地区</td><td>14.37ha</td></tr> <tr> <td>大浜安養寺地区</td><td>2.84ha</td></tr> </table>		管理面積	86.52ha	能登川地区	4.35ha	新海薩摩地区	12.02ha	薩摩宇曾川地区	10.02ha	曾根沼地区	30.41ha	犬上川大藪地区	3.08ha	松原米川地区	9.43ha	長浜南浜地区	14.37ha	大浜安養寺地区	2.84ha
管理面積	86.52ha																				
能登川地区	4.35ha																				
新海薩摩地区	12.02ha																				
薩摩宇曾川地区	10.02ha																				
曾根沼地区	30.41ha																				
犬上川大藪地区	3.08ha																				
松原米川地区	9.43ha																				
長浜南浜地区	14.37ha																				
大浜安養寺地区	2.84ha																				
3 募集方法		公募																			
募集要項配布期間		平成30年8月28日～平成30年9月28日																			
申請受付期間		平成30年9月27日～平成30年9月28日																			
3 指定期間		平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）																			
募集概要	募集内容	(1) 滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条の規定による行為の許可に関する業務 (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務 (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務 (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務 (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務																			
		管理料参考額	365,340,000円（消費税および地方消費税を含む。）																		
4 応募状況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申 請 者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都豊島区南池袋一丁目16番15号</td> <td>湖東湖北ゆうゆうパートナーズ</td> <td>・西武造園株式会社 ・株式会社三村造園</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計 1者</p>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	湖東湖北ゆうゆうパートナーズ	・西武造園株式会社 ・株式会社三村造園										
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)																			
所在地	名 称																				
東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	湖東湖北ゆうゆうパートナーズ	・西武造園株式会社 ・株式会社三村造園																			
5 審査の概要および結果	審査方式	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得たものを指定管理者の候補者として選定する。																			
	選定委員会委員 ＊＊委員長 ＊部会長 (50音順、敬称略)	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会（都市公園部会） ＊＊滋賀県立大学 名誉教授 大橋 松行 国土交通省近畿地方整備局建設部 公園調整官 中村 孝 ＊兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授 平田 富士男 滋賀大学大学院教育学研究科教授 藤岡 達也 公認会計士 森田 淳一																			
	審査基準	別紙 県営都市公園《審査の基準》参照																			

		<p>平成30年 7月23日 第1回土木交通部指定管理者選定委員会 都市公園部会・公共港湾部会 合同開催 (指定管理者募集要項および審査基準について検討)</p> <p>平成30年 8月28日～平成30年 9月28日 募集要項の配布</p> <p>平成30年 9月7日 申請者対象説明会</p> <p>平成30年 9月11日 第2回土木交通部指定管理者選定委員会 都市公園部会 (現地説明)</p> <p>審 査 経 過 平成30年 9月27日～平成30年 9月28日 申請受付（申請者2者）</p> <p>平成30年 10月4日 第3回土木交通部指定管理者選定委員会 都市公園部会・公共港湾部会 合同開催 (財務状況の審査)</p> <p>平成30年 10月12日 第3回土木交通部指定管理者選定委員会 都市公園部会 (事業計画のヒアリング)</p> <p>平成30年 10月29日 第4回土木交通部指定管理者選定委員会 都市公園部会 (審査基準の採点結果に基づき指定管理者候補者選定)</p>																															
	<p>指定管理者の候補者</p> <p>湖東湖北ゆうゆうパートナーズ</p>																																
審 査 結 果	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1 (配点40点)</th><th>選定基準2 (配点185点)</th><th>選定基準3 (配点125点)</th><th>選定基準4 (配点150点)</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湖東湖北ゆうゆう パートナーズ</td><td>30.0</td><td>116.6</td><td>82.0</td><td>116.4</td><td>345.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (500点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平 均 値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湖東湖北ゆうゆう パートナーズ</td><td>315</td><td>344</td><td>384</td><td>345</td><td>337</td><td>1725</td><td>345.0</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th><th>提 示 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湖東湖北ゆうゆうパートナーズ</td><td>365,000,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 各選定基準において、特に評価されたものは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定基準1については、参加意欲が認められ評価された。 ・選定基準2については、管理目標についての取り組みや地域との連携についての提案が評価された。 ・選定基準3については、類似した施設の事業実績や安定的な経済的基盤が評価された。 ・選定基準4については、自己評価やモニタリングの取り組みが評価された。 <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者からの事業計画書の提出を求めるにあたっては、審査のポイントを明確に提示する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・経費における審査項目においては、表面上の経費の縮減額だけでなく、その縮減額の算出に妥当性があるか、長期的に見て有用で効果的な公園管理が持続的に実現可能かなども含めて判断していくことが重要である。 ・現地説明においては、周辺環境も含め施設の状況を確認することが出来た。 	申請者	選定基準1 (配点40点)	選定基準2 (配点185点)	選定基準3 (配点125点)	選定基準4 (配点150点)	合 計	湖東湖北ゆうゆう パートナーズ	30.0	116.6	82.0	116.4	345.0	申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平 均 値	湖東湖北ゆうゆう パートナーズ	315	344	384	345	337	1725	345.0	申 請 者	提 示 額	湖東湖北ゆうゆうパートナーズ	365,000,000円
申請者	選定基準1 (配点40点)	選定基準2 (配点185点)	選定基準3 (配点125点)	選定基準4 (配点150点)	合 計																												
湖東湖北ゆうゆう パートナーズ	30.0	116.6	82.0	116.4	345.0																												
申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平 均 値																										
湖東湖北ゆうゆう パートナーズ	315	344	384	345	337	1725	345.0																										
申 請 者	提 示 額																																
湖東湖北ゆうゆうパートナーズ	365,000,000円																																

- | | | |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | <ul style="list-style-type: none">・ヒアリングにおいては、申請者からの事業計画の内容や体制について安定的に運営できることを確認できた。・採点集計結果については、特に意見無し。 |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

上記の結果、湖東湖北ゆうゆうパートナーズを指定管理者の候補者として選定した。

別紙1 『審査の基準』

評価視点1：既存施設の有効活用や魅力的な自主事業の積極的な展開など、多様な利用者ニーズに対応した公園運営

評価視点2：適切な維持管理体制の構築と管理水準の向上を図り、公園毎の特性にあった実効的かつ安定的な公園管理

選定基準 (条例第9条の3第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	小計	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・参加意欲があるか ・設置目的にふさわしく、逸脱したものではないか ・施設利用の公平性が確保されているか	3 基本方針等	10 10 20	40	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させることのできるものであること(2号)	・施設の効用発揮 ・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性 ・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果 ・地域や関係団体との連携 ・サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果	・公園の特性と課題を理解しているか ・管理運営目標の達成に向けた取り組みは適切か ・管理水準向上のための維持管理方策が示されているか ・求めている管理水準が提案されているか ・公園に関する防犯上の指針を理解し、公園の安全確保が具体的に提案されているか ・施設管理を適切に行い、公園の安全確保に対する取り組みが具体的に示されているか ・公園施設および植栽の維持管理業務は具体的に記載されているか(時期、期間、頻度等明確に記載されているか) ・利用促進方策は具体的に示されているか ・利用者の多様なニーズを的確に捉え、利用促進に繋がる計画となっているか。 ・県民参加・県民協働に対する考え方方が具体的に示されているか ・地域との連携策が具体的に示されているか ・適切な自主事業の内容となっているか(今まで以上のサービス水準が示されているか) ・自主事業の計画と当該公園の基本的な運営方針は整合しているか ・トラブル発生時に適切に対処し、利用者からの要望や苦情への対応方法について具体的に示されているか ・利用者の満足度を高める具体的な方策が示されているか ・利用料金が適切に設定されているか ・利用料金收入を増やすための具体的な方策が示されているか	4 実施計画 4 実施計画 5 公園の安全管理 6 利用促進策、利用者増への取組み 7 地域や関係機関との連携 8 自主事業の運営 9 利用者への対応 10 利用料金に関する考え方 11 収支計画書 4 実施計画書 8 自主事業の運営 10 利用料金に関する考え方 11 収支報告書 12 委託業務内容（参考資料）	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 15 10 20 10 10 10 10 10 15 30 20 30 30 0 10 10 10 10 10	30 40 35 40 35 10 20 10 70 65 125 60 10 20 30 40 20 20 20 20 20 500	40 185 500 500
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(3号)	・施設の管理に係る経費の額および積算根拠 ・収支計画の内容、妥当性および実現の可能性	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか ・経費の縮減が具体的に示されているか ・収入、支出の積算と管理業務の実施計画との間で整合性が取れているか ・良好な公園管理が持続的に可能かという観点から見て、収支計画の内容に妥当性があるか ・自主事業の収支が適切に計画されているか	13 人員体制 14 人員配置計画等 15 人材の育成計画 会社概要、会社定期報告書、法人の登記事項証明書、財務諸表、登録証明書等	10 10 10 10 10 10	30	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号)	・安定的な運営が可能となる人 的 能力 ・安定的な運営が可能となる經 理 的 基盤 ・類似施設の運営実績 ・その他適切な運営を行うため の 能 力 (災害対策等)	・本社を含めた組織体制、責任・執行体制が示されているか。 ・現場における責任者・人員配置・ローテーション等が具体的に示されているか ・職員の指導育成、研修体制は具体的に示されているか ・当該公園の業務を安定確実に行える経営規模を有しているか ・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か ・類似施設を良好に運営した実績はあるか ・危機管理の重要性を認識し初期対応等すぐに対応できる連絡体制や緊急時のバックアップ体制が具体的に示されているか ・県の地域防災計画に基づき、台風・地震等の異常気象・災害時に防災拠点としての対応ができる体制・行動計画が具体的に示されているか ・環境への配慮が具体的に示されているか ・円滑な事務引継への取り組みが具体的に示されているか ・自己評価、モニタリングに対する取り組み状況はどうか ・柔軟な考え方での取り組みが具体的に示されているか	16 過去の事業実績 17 緊急時の体制および対策・防災対策 18 環境への配慮 19 円滑な業務引継に向けての計画 20 特記事項	10 10 10 10 10	40 20 20 20 10 10 10 10 10 60	150

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2 施設の効用の最大化」、「3 経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。